電波監理審議会（第１１６１回）議事録

１　日時

令和８年９月１８日（金）１５：００～ １６：２０

２　場所

Ｗｅｂ会議による開催

３　出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬　巌（会長）、大久保　哲夫（会長代理）、長田　三紀、西村　暢史、矢嶋　雅子

(2) 審理官

木村　裕明、三村　義幸

(3) 総務省

（総合通信基盤局）

荻原　直彦（総合通信基盤局長）、翁長　久（電波部長）、片桐　義博（総務課長）、小川　裕之（電波政策課長）、山野　哲也（基幹・衛星移動通信課長）、後藤　篤志（移動通信企画官）

(4) 幹事

松下　文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

４　目次

(1) 開　　会 1
(2) 報告事項（総合通信基盤局）
①　周波数再編アクションプラン（令和８年度版）（案） 1
②　令和８年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果
..... 9
③　令和８年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果
..... 9
④　電波有効利用委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（携帯電話等周波数の有効利用） 9
(3) 閉　　会 １５

開　　会

○笹瀬会長　それでは、ただいまより電波監理審議会を開会いたします。

本日の９月期会議につきましては、委員各位のスケジュールの状況を踏まえまして、電波監理審議会第６号第５項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきました。

本日の議題に関しましては、お手元の資料のとおり、報告事項が４件となっております。

それでは、議事を開始いたしますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するよう、御連絡をよろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局職員入室）

報告事項（総合通信基盤局）

（１）周波数再編アクションプラン（令和８年度版）（案）

○笹瀬会長　それでは、議事を開始いたします。まず、報告事項、周波数再編アクションプラン（令和８年度版）（案）につきまして、小川電波政策課長から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○小川電波政策課長　電波政策課長の小川でございます。

それでは、報告資料に基づきまして、報告事項、周波数再編アクションプラン（令和８年度版）（案）について御説明申し上げます。なお、この案につきましては、本日の御報告後、パブリックコメントに付す予定としております。パ

ブリックコメントを踏まえた確定版につきましては、別途、電波監理審議会に改めて御報告させていただくものになります。

２ページ目を御覧ください。周波数再編アクションプランにつきましては、新たな電波利用システムの導入や周波数の需要増に対応するため、平成１６年度以降、この周波数再編アクションプランを策定・公表しているところでございます。このアクションプランでございますけれども、総務省が実施いたします電波の利用状況調査、それから電波監理審議会に実施していただいております電波の有効利用の程度の評価の結果等を踏まえて策定しているものでございます。

次のページを御覧ください。まず、２０４０年末までに確保を要する帯域幅に対する進捗状況でございます。２０４０年の無線トラヒック通信量を見積もりまして、それに対して確保を要する帯域幅といたしまして、２０４０年度末に新たに約４７ＧＨｚ幅の帯域確保を目指すこととされてございます。

昨年度の進捗でございます。３．２６５ＧＨｚの幅の帯域を確保したということを報告してございます。その内訳でございます。下の図真ん中の緑色のところＮＴＮにつきまして、３．２６５ＧＨｚ幅を確保したということでございます。さらにその内訳でございます。右端に書いてございますが、人工衛星でも受信可能な９２０ＭＨｚ帯特定小電力無線局に関するもの。それから、Ｋａ帯非静止衛星サービスの関係の周波数。これが内訳になっているところでございます。

続きまして、次のページを御覧ください。令和８年度版における重点的取組の概要として、７点挙げてございます。これらにつきましては、次のページ以降、個別に御紹介させていただきます。

次のページを御覧ください。まず、重点的取組の１点目でございます。次世代移動通信システム６Ｇ導入に向けた検討でございます。まず１点目でござい

ます。ＷＲＣ－２７において、ＩＭＴ特定、携帯電話用周波数の特定が議題となる周波数帯につきまして、関連会合における提案等を適切に行い、検討を加速し、ＷＲＣ－２７における対処方針に反映していくとしてございます。

２点目でございます。６Ｇの候補周波数は、下の図に書いてございますが、４ＧＨｚ帯、６から８ＧＨｚ帯、１５ＧＨｚ帯の各周波数帯におきまして、移動通信システムの割当て可能性についての技術的検討を令和９年度から開始するとしてございます。

続きまして、次のページでございます。重点的取組の２点目、価額競争の実施による５Ｇの割当てでございます。

まず１点目でございます。２６ＧＨｚ帯につきましては、本年６月に我が国初の価額競争を実施し、全国枠、地域枠につきまして５Ｇに割り当てたところでございます。この価額競争において割り当てられなかった地域枠の一部地域につきましては、改めて割当て時期を検討するとしてございます。

また、２６ＧＨｚ帯におきまして、既存無線システムに割当て済みの周波数、これは図の青い斜線で示してある周波数帯でございますけれども、使用期限を令和１３年５月末とするとともに、今後もこの既存無線システムを他の周波数へ移行させること等を前提として、５Ｇの割当て時期を検討するとしてございます。なお、４０ＧＨｚ帯につきましては、早期の割当て希望が示されなかったことから、改めて割当て時期を検討するとしております。

続きまして、７ページ、次のページを御覧ください。重点的取組の３番目、非地上系ネットワークＮＴＮの高度利用等でございます。

まず１点目、Ｋａ帯衛星通信システムについて、静止衛星向け衛星通信システム及び高度６００キロメートルの軌道を利用する非静止衛星通信システムの高度化と、高度８，０００キロメートルの軌道を利用する非静止衛星通信システムの導入に向けた検討につきまして、令和８年度中を目途に検討を開始する

としております。

また、２点目、７００ＭＨｚ帯を利用する衛星ダイレクト通信システムにつきましては、令和８年度中に制度整備を行うとしております。その他、高高度プラットフォーム（ＨＡＰＳ）の国内導入、それからドローン等に関する取組を記載しているところでございます。

続きまして、８ページ目でございます。重点的取組の４番目、無線ＬＡＮのさらなる高度化と周波数拡張等に関するものでございます。

１点目でございます。６ＧＨｚ帯無線ＬＡＮにおいて、ＳＰモード、スタンダードパワーモードにつきまして、我が国でも導入が望まれているところでございます。このＳＰモードの技術的条件に係る情報通信審議会からの一部答申を踏まえまして、今年度中に制度整備を実施するとしております。また、ＳＰモードのために必要となりますＡＦＣシステムにつきましても、課題に対応した制度設計を進めるとしております。

また、６ＧＨｚの低域帯におけるナローバンドデバイスの利用に関する周波数共用の検討を推進するとしてございます。

続きまして、９ページ目でございます。重点的取組の５番目、Ｖ２Ｘの検討推進でございます。自動運転を支える通信インフラの整備といたしまして、国際的に検討が進められております５．９ＧＨｚ帯をＶ２Ｘ通信向けに割り当てる周波数割当計画の変更を行ったところでございます。当該周波数帯におきまして、既存無線局の周波数移行を全国に展開するとしてございます。併せて、５．９ＧＨｚ帯Ｖ２Ｘ通信システムの技術基準等の整備に向けた検討を引き続き行うとしてございます。

続きまして、１０ページ目でございます。重点的取組の６番目、公共業務用周波数の有効利用でございます。国が使用する公共業務用無線局のうち、他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステム、これは下の左側の

表でございます。それから、アナログ方式を用いるシステム、これは下の右側の表でございますけれども、令和５年度以降、電波の利用状況の調査を毎年実施しております。この調査と評価結果を踏まえまして、廃止、周波数移行、周波数共用、デジタル化等の取組を引き続き推進していくこととしております。

重点的取組の最後でございます。その他の主な周波数再編、移行等の推進でございます。

まず１点目でございます。８００ＭＨｚ帯のデジタルＭＣＡ陸上無線通信システムがサービス終了を予定しております。このサービス終了前から新たなシステムを段階的に導入できるように、本年７月に三次元測位システムの制度整備を行うとともに、８００ＭＨｚ帯広帯域小電力無線システムについては、年内に制度整備を行うこととしております。これが下の左側の図でございます。

それから、右側の図に関しまして、９００ＭＨｚ帯のデジタルＭＣＡ陸上無線通信システム、令和９年３月にサービス終了を予定しております高度ＭＣＡ陸上移動無線通信システムにつきましては、まず、高度ＭＣＡサービス終了後の後継システムのサービス開始に向けて、必要な整備を進めること。また、９００ＭＨｚ帯の特定ラジオマイクの導入に向け、令和９年度以降、技術的な検討を進めるとしてございます。

また、デジタル方式の無線局数が減少している無線システムや、アナログ、デジタルを問わず、システム全体の無線局数が顕著に減少している無線システムにつきましては、中長期的な課題として、全般的な周波数の整理・再編について、調査、検討を進めるとしてございます。

続きまして、１２ページから１４ページにかけては、先般頂戴いたしました電波の有効利用の程度の評価に対する対応を整理したものになってございます。表の左側が、評価結果のポイント、右側がそれに対応したアクションプランの記述ということで整理をしております。時間の関係もございますので、主なも

の２点を御説明させていただきます。

まず、１２ページの一番上のところ、映像ＳＴＬ／ＴＴＬ／ＴＳＬのＢバンドのシステムでございます。このシステムにつきましては、昨年度の重点調査対象システムでございました。評価結果といたしまして、テレビジョン放送の提供に影響を及ぼすことがないように十分留意しつつ、移行を進めていくことを期待と、評価をいただいております。これを踏まえまして、アクションプランにおきましても、既存無線システムの周波数移行を全国に展開するといった形で記載させていただいております。

また、その下、１５ＧＨｚ帯電気通信業務用のシステムでございます。これも重点調査対象のシステムでございます。これにつきましては、ＷＲＣ－２７の検討状況を見ながら、新たな無線システムの需要や移行方法について、引き続き調査、検討を行うことを期待と評価していただいております。これにつきましても、アクションプランにおきまして、ＷＲＣ－２７における日本の対処方針に反映していくといったような形で記載させていただいているところでございます。

なお、１５ページ以降は、アクションプランの本文をお付けしておりますけれども、説明は省略させていただければと存じます。

御説明は以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしくお願いいたします。

順番にお伺いしていきます。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。御説明ありがとうございました。２０４０年末までということで、帯域確保、非常に多面的な取組が進んでいるということを理解しました。その上で、それまでにいろいろ社会ニーズの変化とかテクノロジーの進化、それから国際的な動き等もあると思いますので、この２０４０年末

までの４７ＧＨｚの帯域確保というところは、多分適宜見直しも必要に応じてされると思っています。引き続き、柔軟な対応ができる体制を整えていただければと思います。

以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

小川課長、何かございますか。

○小川電波政策課長　大久保会長代理から御指摘いただいたとおりでございます。現在のこの帯域確保の目標につきましては、今後の周波数確保の状況であるとか、あるいは無線通信の通信量も踏まえまして、必要に応じて目標の見直しとか適切にフォローアップしていきたいと思ってございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

大久保会長代理、よろしいでしょうか。

○大久保代理　はい。ありがとうございました。よろしくお願いします。

○笹瀬会長　それでは、長田委員、よろしくお願いいたします。

○長田委員　長田です。ありがとうございました。電波というのは、私たちの暮らしにも本当に大切なものになっておりますので、それを大切にしながら、そして臨機応変にいろいろと取り組んでいただいているということはよく分かりましたので、これからも頑張っていただければと思っています。よろしくお願いします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村でございます。御報告ありがとうございます。私からは特段コメント等ございません。引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御報告ありがとうございます。内容を検討させていただきましたが、いずれも適切に御対応いただいている内容だと考えております。既に大久保会長代理からの御指摘もあるところではございますが、本当に複雑な電波行政について、これからも柔軟な対応を求められると思いますけれども、私ども審議会も微力ながら尽力してまいりたいと存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私から１点だけ。９ページのところで、Ｖ２Ｘの検討推進のことが書かれておりますけれども、昨今ニュースでも出ましたけれど、タクシーを使った、都内で自動運転が始まるということ。もうじきですね。そういうことがありましたけれど、これはこの周波数と違う周波数を使う、今、既存で既に割り当てられている周波数を使うという理解でよろしいでしょうか。

○小川電波政策課長　自動運転については、いろいろなシステムで実用に向けた実証が進んでいると認識しております。ただいま会長に御指摘いただいた実証が、具体的にどのようなシステムを使っているのか、手元で確認する術はないのですが、５．９ＧＨｚのＶ２Ｘ通信システムにつきましては、例えば高速道路での物流に向けた自動運転の実証といったところで、高速道路に分合流するときの道路情報を自動運転車に伝えるシステムといったような形で、自動運転の支援に使うといったようなことも含めて、今検討が進められていると承知しているところでございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。この分野は非常にアメリカとか中国が進んでおりますので、日本もぜひキャッチアップというか追いついて、いいシステムを入れていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょう

か。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○小川電波政策課長　ありがとうございました。

（２）令和８年度衛星ダイレクト通信に係る電波の利用状況調査の調査結果

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

（３）令和８年度携帯電話及び全国ＢＷＡに係る電波の利用状況調査の調査結果

【電波監理審議会決定第２号に基づき、内容の公表を控えます。】

（４）電波有効利用委員会報告（案）「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（携帯電話等周波数の有効利用）

○笹瀬会長　続きまして、報告事項の最後の４件目ですね。電波有効利用委員会報告（案）につきまして、「社会環境の変化に対応した電波有効利用の推進の在り方」のうち「周波数割当の在り方」（携帯電話等周波数の有効利用）につきまして、これも後藤移動通信企画官から御説明どうぞよろしくお願いいたします。

○後藤移動通信企画官　ありがとうございます。引き続きまして、携帯電話の有効利用に関する検討作業班の一次報告について、後藤から説明させていただきます。

まず、こちらの作業班ですが、電波有効利用委員会の下に設置されております。その設置の背景といたしましては、こちらの１ページの資料のとおり、携帯電話周波数について、トラヒックの増加に対応して、開設計画の認定期間終了後も引き続き事業者によるインフラ整備の促進を図ることが求められているという状況がございます。さらに、来年１０月に５年に１回の携帯電話の免許の一斉再免許がございますので、これに当たりまして、対応の方向性を検討する必要があるという背景もございました。

こうした状況を踏まえまして、インフラ投資の予見可能性を確保しつつ、周波数のさらなる有効利用を促進する観点から、再免許制度について検討を行うこととし、今年４月から９月まで、５回にわたり作業班に御議論いただいております。

作業班の具体的な検討事項といたしましては、２ポツにございますとおり、携帯電話等周波数の再免許制度の在り方、２つ目で再割当制度の在り方、３つ目でその他有効利用促進に必要な事項としております。今回取りまとめいただいたのは、この１つ目の丸に対応するものになります。

次のページでございます。先ほども少し触れたのですが、今回の検討の背景といたしまして、左下の表のとおり、現在、開設計画の認定期間が終了する周波数帯が増加しているという背景がございます。左下の図は２０２３年度末には認定期間中の周波数が１５ありましたが、先ほどの利用状況調査でも御紹介しましたが、現時点でこれが７になっておりまして、２８年度末には２になる予定でございます。また、右下の表のとおり、認定期間が終わると、もともと約束していた整備は一旦完了することになりますので、１年当たりの開設数も減少することになります。

次からが作業班で取りまとめいただいた第一次取りまとめの概要になります。大きく制度的な対応と審査基準に係る対応の２点から構成されておりまして、

４ページが制度的な対応について説明した資料でございます。考え方として、４点整理されております。

１つ目、将来業務計画の適正な審査としまして、再免許時に各事業者から提出される将来業務計画について審査基準を策定し、周波数有効利用の観点から審査を実施するとされております。

２点目、将来業務計画の着実な実施のための対応としまして、計画の内容について再免許時に原則公表することとする。また、計画の進捗状況について、定期的にフォローアップを実施する。それから、計画の達成状況について、今後の一斉再免許のときの要件とするとされております。

３つ目、将来業務計画の変更手続につきまして、一斉再免許後に環境変化等が生じた場合に備え、これは具体的に申し上げますと、例えば今後６Ｇなどが新しく出てきて計画を変える必要がある場合などには、将来業務計画の変更手続を整備するとされています。

４つ目、開設計画の認定期間中の周波数帯については、この将来業務計画によらず再免許を行う。つまり、開設計画の認定期間中の周波数帯については、将来業務計画の対象外とするとされております。

次、５ページ目です。２点目の審査基準の方向性について説明した資料になってございます。審査基準の方向性につきましては、４つ項目があります。

１つ目、移動通信トラヒックの増加に対応した有効利用の促進ということです。先ほど御説明したとおり、全体のトラヒックが年１．２倍のペースで増加し、５Ｇは１．８倍程度で増加しております。それから、インフラ整備計画の整備目標、これは資料最後のページにつけておりますが、整備目標を十分に勘案して審査を行うこととされております。

２つ目、３つ目の周波数ごとの技術的な特性に応じた審査と周波数共通の審査につきましては、次のページで説明します。

こちらが、周波数ごとの審査と周波数帯共通の審査についての資料になってございます。まず、周波数ごとの技術特性に応じた審査としまして、ローバンド・ミッドバンドは主にエリアカバーに用いられていることから、地方を含めたカバレッジを最低でも現行水準で維持した上で５Ｇ化を進めるとしております。比較的高い周波数帯については、トラヒック対策として用いられることにも留意して、５Ｇカバレッジ及び５Ｇ基地局の数に基づいて審査を行う。

２つ目のポツとしまして、サブ６帯につきましては、面的なトラヒック対策として用いられていることから、基地局数及びサブ６展開率に基づいて審査を行う。

３つ目のポツとしまして、ミリ波については、スポット的なトラヒック対策として用いられていることから、基地局数に基づいて審査を行うとしております。

２つ目の各周波数帯共通の審査事項としまして、ＮＲ化を含む５Ｇ基地局数について、デジタルインフラ整備計画の整備目標を勘案して、マルチセクタ化など基地局の増設と同じような効果が期待される対策も含めて、重点的に審査を行うとしております。

５ＧＳＡ、スタンドアローンについては、原則として５ＧエリアはＳＡ利用を可能とすることが望ましい、また、ＳＡの基地局数、カバレッジに基づく審査を実施するほか、事業者から利用者に対して、ＳＡエリアの状況の周知についても審査対象とするとしております。非居住地域を含むエリアカバレッジについては、衛星コンステやＨＡＰＳなど、ＮＴＮと呼ばれる多様な手段によるカバレッジ拡大の取組についても審査を行うとしております。

その他、モバイルネットワークの強靭化。これは災害に強い多層なネットワークの構築や停電対策ですが、こういったものや６Ｇに向けた国際標準化活動、それからインフラシェアリング、品質向上に資する取組についても審査を行う

とされております。

最後に、今後の進め方でございます。今御説明した一次取りまとめについては、今後、来年１０月に予定されている一斉再免許に向けて制度化を進めることとしております。こちらに書いているとおり、一斉再免許の申請受付は、来年４月頃の開始を予定しておりますので、こちらの取りまとめで示された対応の方向性を踏まえ、今後、一斉再免許に係る制度的な枠組みや将来業務計画に係る審査基準について、今年度内に制度整備を進めるとされております。

それに当たりまして、特に将来業務計画に係る審査基準については、関係者からよく意見を聴取しながら検討することが望ましいとされております。今年度中の制度整備が終わった後については、円滑な審査の実施に向けて、必要な体制環境整備などを進めることが求められるとされております。

今後につきましては、来年度の一斉再免許に向けた対応方針は今申し上げたとおりですけれども、今後も、資料１ページに記載しております３つの検討項目、再免許制度や再割当制度の在り方などにつきまして、引き続き検討を行うとされております。令和９年春頃に二次取りまとめを行うことを目指して検討を進めるとされております。

私からは以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見よろしくお願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理　大久保です。御説明ありがとうございました。私から特段の質問やコメントはございません。

以上です。

○笹瀬会長　どうもありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員　長田です。御説明ありがとうございました。私からも質問ございません。

○笹瀬会長　どうもありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員　西村です。一次取りまとめという理解で、また今後いろいろな進展があるかと思いますので、ぜひ合わせた形で検討を進めていっていただければと思っております。

以上でございます。

○笹瀬会長　どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員　御報告ありがとうございます。適切に御検討いただいていると認識しております。今後もまた引き続きよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。

私から１点だけ質問させてください。今回の御報告事項をいただいたわけですけれども、この後、電波監理審議会には適宜、また報告なり、何か諮問とか、そういうのはあるのでしょうか。

○後藤移動通信企画官　ありがとうございます。来年４月からの再免許の申請に先立ちまして、今年度末までに省令改正を予定しております。その際にまた電波監理審議会にお諮りすることを予定しております。

○笹瀬会長　分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、追加の質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本報告事項を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の方、御退室をよろしくお願いいたします。

（総合通信基盤局職員退室）

閉　　会

○笹瀬会長　それでは、本日はこれにて終了いたします。

次回の定例会の開催は、令和８年１０月１９日月曜日の１６時からウェブ開催と予定しております。

事務局から、何か追加の説明等ございますか。

○松下幹事　大丈夫でございます。

○笹瀬会長　よろしいでしょうか。

○松下幹事　はい。

○笹瀬会長　それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。